

≪排水設備工事資金の貸付制度≫
最高100万円まで無利子で貸付
ご自宅の排水設備工事にご利用いただけます

申込みできる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事家屋の所有者または使用者で、福井市に住所を有すること ・ 市税、受益者負担金などに滞納が無いこと ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の返済能力があること ・ 確実な連帯保証人があること 	
対象工事	公共下水道区域・合併処理浄化槽区域内の住宅で、 下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 汲み取り便所から水洗便所への改造工事 ・ 合併浄化槽から公共下水道への切替工事 ・ 単独浄化槽から合併浄化槽または公共下水道への切替工事 	
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高 100 万円まで ※排水設備工事費用の範囲内まで。 ※排水設備工事以外の費用や、合併浄化槽設置補助金の対象となる金額は除く。	
償還方法	貸付を受けた月の翌月から、納入書で月 2 万円の均等償還	
金利	無利子	
連帯保証人の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税、受益者負担金などに滞納が無いこと ・ 一定の収入を有し、かつ、貸付金の返済能力があること ・ 福井市内に住所を有すること ※申立書を提出することで、県内に住所を有する方でも認められます。	
申込み時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着工の 1 ヶ月前まで ※合併浄化槽設置補助金を申請する場合は、その申請時	
提出書類	市の様式を使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備工事資金借入申込書（様式第 1 号） ・ 排水設備工事資金借用証書（様式第 2 号） ・ 申立書（連帯保証人が福井市外で、かつ県内に住所を有する場合） ・ 請求書
	工事業者に依頼するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備工事台帳 ・ 工事費の見積書の写し ・ 工事費の請求書の写し ・ 工事費の領収書の写し
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人と連帯保証人の印鑑登録証明書 ・ 申込人と連帯保証人の納税証明書 ・ 申込人と連帯保証人の源泉徴収票の写し（または所得証明書） ※証明書はすべて 3 か月以内のもの
申込み問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道お客様サービス室 （電話番号 (0776) 20-5634） 	

* 工事は、福井市排水設備指定工事店へ依頼してください。

* 福井市排水設備指定工事店は、市のHPもしくはお電話でご確認ください。

